

国立オリンピック記念青少年総合センター構内ロケーション撮影取扱要領

令和8年6月17日
所 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）が所有又は借用する土地及び建物（以下「不動産」という。）において、民間事業者等が映画、テレビ番組、雑誌その他各種メディアの制作を目的として行う映像・写真等の撮影（以下「ロケーション撮影」という。）に係る不動産の使用及び貸付に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(適用除外)

第2条 この要領は、報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること。これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）の用に供するための撮影には適用しない。

(使用可能日)

第3条 ロケーション撮影のためにセンター構内の施設を使用できる日は、次に掲げる日を除くものとする。

- 一 センターの事業等行事の実施日
- 二 年末年始休業日
- 三 その他、センターの運営に支障があると認められ、撮影を許可することが適当でないとセンター所長（以下「所長」という。）が判断する日

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に認めた日については使用することができるものとする。

(使用可能時間)

第4条 センター構内においてロケーション撮影のために使用する施設（以下「ロケ対象施設等」という。）を使用できる時間帯は、原則として、9時から17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長が認めた場合はこの限りではない。

(対象施設等)

第5条 所長が使用を許可するロケ対象施設等は、運営等の妨げとならない最小限の範囲とする。

2 前項の場合において、ロケ対象施設等に備え付けの物品その他の備品類は、あらかじめ申し出があり、かつ、所長が許可した場合に限り、原状回復することを条件

として、当該施設等の撮影許可に係る利用又は移動をすることができるものとする。

(ロケーション撮影関連料及びキャンセル料)

第6条 ロケーション撮影関連料には、「施設使用料(※1)」「撮影事務・管理料(※2)」「ロケハンおよび打合せ料金(※3)」「駐車場使用料およびその他の駐車料(※4)」「共有部占有料(※5)」及び「その他諸費用」を含む。

(※1) 「施設使用料金表」の「一般」の料金を適用する。

「宿泊施設」1部屋の料金は、

「施設使用料金表」(1名分の料金)×「宿泊定員数」×「宿泊日数」

(※2) 「ロケ対象施設等の使用のための資産の貸付及び撮影許可に係る事務・管理料金」：別表1

(※3) 別表2

(※4) 地下駐車場、北門大型駐車場以外の当敷地内に駐車した場合も、「施設使用料金表」に定める料金を適用する。

(※5) センターが認める範囲において、1時間当たり70円/m²。ただし、一部の「共用部占有料」は定額とする。：別表3

2 キャンセル料は、原則として「国立オリンピック記念青少年総合センターにおける利用団体の大幅取消し等に対する取扱い要領」に準ずる。：別表4

(撮影の申請)

第7条 第5条に規定するロケ対象施設等の貸付を希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の撮影許可申請書及び次に掲げる書類等を、原則として、許可を受けようとする日の2週間前までに、所長に提出しなければならない。

ただし、所長が特に認めたときはこの限りではない。

一 撮影内容等を明記した企画書

二 その他センター構内の保全及び適切な管理運営のため必要であると認めるもの

(撮影許可)

第8条 所長は、前条の申請があった場合において、申請内容が撮影許可の基準等に照らして適当であると認めるときは、所定の撮影許可書を交付することにより、撮影を許可するものとする。

2 前項の許可においては、原則、申請者がセンターの名称等を広報することを条件とするものとする。

3 前項のほか、センター構内の保全及び適切な管理運営のため必要と認める場合には、第1項の許可に際し、条件等を付すものとする。

4 センターにおける「ドローン撮影」は原則として禁止するものとする。ただし、所長が特に認めたときはこの限りではない。

(ロケーション撮影関連料の納付)

第9条 撮影の許可を受けた者（以下「撮影許可取得者」という。）は、センターの経理責任者が発行する請求書に記載されたロケーション撮影関連料を、所定の期限までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要と認めた場合には、ロケーション撮影関連料の全部又は一部について、請求を行わないことができるものとする。

3 納付されたロケーション撮影関連料は、原則として返還しないものとする。

ただし、第11条第一号又は第六号の規定に基づき所長が撮影許可を取り消した場合には、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(撮影許可の基準)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、所長は撮影を許可しない。

一 センターにおいて、ロケ対象施設等の使用予定があるとき。

二 法令の規定に違反するとき、又は公共の秩序を乱し、善良な風俗に反するおそれがあるとき。

三 喧騒が予想され、又は施設等を破損するおそれがあると認められるとき。

四 所長が許可した内容とは異なる使用であると認められるとき。

五 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動と認められるとき。

六 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動と認められるとき。

七 第12条第1項における施設等の使用を認めないものに該当するとき。

八 施設等の管理運営上、支障があると認められるとき。

九 センター及びセンターの関係者の信用を損なうおそれがあると認められるとき。

十 その他不適當であると所長が認めたとき。

(撮影許可の取り消し等)

第11条 所長は、撮影許可取得者が次の各号のいずれかに該当する場合は、撮影許可書の交付後又は撮影許可期間中においても、撮影許可を取り消し若しくは条件を変更し、又はロケ対象施設等の使用を中止させる等の措置を行うことができるものとする。

一 撮影許可に係る施設等を、所長がセンターにおいて緊急に使用する必要があると認めたとき。

二 撮影許可の申請書に虚偽の記載があったとき、又は許可した使用目的・内容と異なる目的・内容で使用しようとするとき。

三 所長が許可した場所以外で撮影や作業を行ったとき。

- 四 撮影許可の条件又はセンターの指示を遵守しなかったとき。
- 五 関係官公署への届け出を怠り、又はその指示に従わないとき。
- 六 災害その他不可抗力により、施設等の使用ができなくなったとき。
- 七 撮影許可に係る権利の全部又は一部を、第三者に譲渡又は転貸したとき。
- 八 前条各号に該当することが明らかになったとき。
- 九 その他ロケ対象施設等を使用させることが適当でないとして所長が認めたとき。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 撮影許可取得者が、暴力団、暴力団関係企業又は総会屋若しくはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であると認めるとき、若しくは施設等の使用又は撮影等に反社会的勢力が参画、共催、後援又は協賛し、若しくは業務の受託等に関与していると認めるときは、所長は施設等の使用を認めないものとする。
- 2 所長は、撮影許可に係るロケーション撮影に反社会的勢力が関与していることが明らかになったときは、当該反社会的勢力との契約を解除するように撮影許可取得者に指示するものとする。
 - 3 撮影許可取得者が前項に規定する契約の解除を怠り、センターに損害が発生した場合には、撮影許可取得者に当該損害を賠償させるものとする。

(使用目的、撮影内容の変更)

- 第13条 撮影許可取得者が当該撮影許可に係る施設等の使用目的、内容等を変更しようとするときは、事前に届け出をするものとする。
- 2 前項の規定により、撮影許可取得者から事前の届け出を受理した場合、所長は変更を許可することができるものとする。ただし、変更しようとする内容によっては、所長は当該変更の不許可、施設等使用の中止又は撮影許可の取り消しをすることができるものとする。

(施設使用上の制限)

- 第14条 所長は、撮影許可に係る施設等を使用する者が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該者をセンター構内から退去させるように撮影許可取得者に指示するものとする。
- 一 伝染病の疾患があると認められる者
 - 二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物件又は動物を携帯する者
 - 三 他人の迷惑となる行為をし、又は施設等を損壊する者
 - 四 施設等を利用することが、その者にとって危険であると認められる者
 - 五 センターの管理上必要な指示に従わない者
 - 六 その他不適当であると所長が認める者

(施設等使用上の禁止事項)

第15条 撮影許可取得者は、撮影許可に係る施設等の使用において、撮影許可書に明示又は添付する施設等使用上の禁止事項のほか次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 センターが指定する場所以外での飲食、喫煙又は火気を使用すること
- 二 施設等及びその附属物を損壊又は汚損すること
- 三 センターが指定する場所以外へ廃棄物・ごみ等を捨てること
- 四 センターの許可なく寄附その他募集行為をすること
- 五 撮影許可の条件と異なることを行うこと
- 六 その他不相当と所長が認めること

2 撮影許可取得者は、前項のほか、当該撮影の関係者その他の者がセンター構内の秩序を保つために規律のある行動をとるものとする。

(安全確保)

第16条 所長は、撮影現場における利用者、職員その他の者等の通行整理、誘導及び安全確保のために、撮影許可取得者による警備員・係員の配置をする必要があると認めるときは、撮影許可の条件として撮影許可書にその旨を明示するものとする。

2 前項のほか、センター構内及びその周辺において道路の渋滞を発生させないように、若しくは近隣住民に迷惑をかけないように、又は歩行者等の安全確保及び誘導が適切に実施されるように、撮影許可取得者に指示するものとする。

3 ロケーション撮影に係る車両等は、センターが指定する場所以外には駐車することができないものとする。

(免責及び損害賠償責任)

第17条 次に掲げるいずれかの事由により、撮影許可取得者又はその関係者が損害を受けても、センターは、一切の賠償責任を負わないものとする。

- 一 センターが撮影許可の取り消し若しくは施設等使用の中止を命じた場合又は施設等の使用目的、内容等の変更を許可しない場合
- 二 不測の事故、天変地変及び官公署の命令・指導により、撮影許可期間中における撮影が不可能な事態が生じた場合

2 撮影許可期間中にセンター構内において発生した人身事故及び物品等の盗難・破損事故等について、撮影許可取得者又はその関係者の責に帰すべき事由により相手方又はセンターに損害を与えた場合、撮影許可取得者又はその関係者はその損害に対し賠償する責任を負うものとする。

3 センターは必要に応じて、撮影許可取得者による損害賠償保険又は損害保険等への加入状況を確認するとともに、事故防止に万全を期すよう撮影許可取得者に指示するものとする。

(権限の委任)

第18条 この要領に規定する所長の権限は、所長が指名する者に委任することができるものとする。

(事務)

第19条 ロケ対象施設等の情報提供及び調整、事前相談、申請及び届出の受付並びに撮影現場におけるセンターからの指示に関する事務は、オリンピックセンター運営部において処理する。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、ロケ対象施設等の使用及び貸付けについて必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月11日から施行する。
- 2 「独立行政法人国立青少年教育振興機構国立オリンピック記念青少年総合センター構内ロケーション撮影取扱要領（令和5年2月7日理事長裁定）」は、廃止する。
- 3 本要領を改定し、令和8年6月17日から施行する。

別表1 「撮影事務・管理料」

(単位：円・税込)

区分	料金
スチール撮影	1時間 7,300円
ムービー撮影	1時間 22,000円

備考

- 1 スチールとムービーを同時に撮影する場合は、ムービー撮影の区分を適用する。
- 2 「撮影事務・管理料」は、撮影に係る時間数に上記料金単価を乗じて得た額とする。
- 3 撮影に係る時間数には、準備及び撤収時間も含むものとする。

別表2 「ロケハンおよび打合せ料金」

(単位：円・税込)

1回目、	3時間以内は無料。
2回目	3時間を超過した場合は、「撮影事務・管理料」の1/4を適用する。
3回目以降	「撮影事務・管理料」の1/4を適用する。

別表3 「ロケーション撮影における共有部占有料（定額施設）」

(単位：円・税込)

大ホールホワイエ	「大ホール舞台」の「一般」料金
小ホールホワイエ	「小ホール舞台」の「一般」料金
国際会議室ホワイエ	「国際会議室」の「一般」料金の半額
レセプションホールホワイエ	「レセプションホール（分割1/3使用）」の「一般」料金

別表4 「キャンセル料」

(単位：円・税込)

【大幅取消し等の適用基準】

(1)	<u>宿泊人数が延べ150人以上取消しとなった場合</u>
(2)	<u>施設使用料金の総額が15万円以上取消しとなった場合</u>

【違約金の徴収】

(イ)	利用開始日 <u>1か月前～11日前</u> → 違約金の率：取り消した金額の <u>20%</u>
(ロ)	利用開始日 <u>10日前～2日前</u> → 違約金の率：取り消した金額の <u>50%</u>
(ハ)	利用開始日 <u>前日・当日</u> → 違約金の率：取り消した金額の <u>100%</u>